

名古屋市告示第148号

定期調査報告に付加する調査の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則85号。以下「細則」といいます。）第8条第3項に規定する特定行政庁が別に定める調査の項目、方法及び結果の判定基準について、細則第8条第6項の建築物に限り次のように定めます。

令和7年3月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

区分	調査項目		調査方法	判定基準
(1)	居室の換気（給気機及び排気機を設けたもの並びに空気調和設備を除く。）	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
(2)		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(3)	防煙壁（排煙設備（給気送風機又は排煙機）のある建築物に設けたものを除く。）	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。

(4)	非常用の照明装置（照明器具内に予備電源を内蔵したものに限る。）	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
(5)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
(6)	常時閉鎖した状態にある防火扉のうち、各階の主要なもの（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(7)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(8)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(9)		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(10)		人の通行	扉の閉鎖時間を	昭和48年建設省

		の用に供する部分に設ける防火扉の作動の状況	ストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	告示第2563号第1第1号又は第2号イの規定に適合しないこと。
--	--	------------------------------	---	--

附 則

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行します。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築安全推進課